

掲載内容

……(続き)

第8章 交換

- 交換とは
- 交換目的物の契約不適合による担保責任は

第9章 消費貸借

- 消費貸借の効力と解除
- 消費貸借の返還の時期は

第10章 使用貸借

- 使用貸借の効力と解除
- 使用貸借の終了・解除
- 借用物の損傷・費用の負担、附属物の取扱い

第11章 賃貸借

第1 総則

- 賃貸借の存続期間は

第2 賃貸借の効力

- 不動産賃貸人の地位の移転とは
- 不動産賃貸人による妨害排除とは
- 賃借物の修繕
- 賃借物の損傷・費用の負担

第3 賃貸借の終了

- 賃借物の損傷と賃貸借契約

第4 敷金

- 敷金とは

第12章 雇用

- 労働者が報酬請求できる場合は
- 雇用契約が解除できる場合は

第13章 請負

- 請負人の担保責任・請負の目的物が契約不適合であった場合の当事者の権利義務は
- 請負契約の解除、請負人が報酬請求できる場合は

第14章 委任

- 受任者の義務と責任は
- 受任者の報酬請求権とは

第15章 寄託

- 寄託者が寄託物の返還を請求できる場合は
- 受寄者は寄託物を第三者に保管させることができるか
- 受寄者が寄託物を返還できる場合は
- 寄託物について権利を主張する者が現れたとき、受寄者はどう対応すべきか
- 混合寄託とは
- 消費寄託とは
- 消費寄託・預貯金の特例とは

第16章 組合

- 民法上の組合とは
- 組合の債権者の権利行使は
- 組合員債権の権利行使は

第17章 終身定期金

- 終身定期金とは

第18章 和解

- 和解契約とは

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。●さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

内容見本 (B5判縮小)

第7章 売買 第2 売買の効力

第2 売買の効力

○契約不適合による担保責任とは

Q 私は、Bとの間で、自宅改修のため、C社製パネル材X・100㎡を金10万円で買い受けることを内容とする売買契約を締結し、引渡し受けました。その後、改修工事に取りかかるうとしたところ、ニュース報道で、当該パネル材の性能が不足しており家屋の改修には不適なことが判明しました。私はBに対して、法律上どのような請求が可能でしょうか。Bに用途を具体的に説明していた場合と何も説明しなかった場合とで、違いがありますか。

A あなたとBとの売買契約において、売買の対象であるパネル材として、自宅の改修工事に使用するに足りる性能のものであることが前提となっている場合には、C社製パネル材Xは、そのような性能たさいないものとして契約の内容に適合しないといえますので、目的の修補や代替物の給付等の履行の追完を請求することができ、ま履行の追完がなされないとき等には、売買代金の減額を請求することができます。また、Bは契約の内容に適合したパネル材を提供したことになりますので、あなたはBに対し、債務不履行に基づく損害賠償請求や解除を行うことができます。ただ、あなたがBにパネル材の用途を具体的に説明していない場合には、パネル材の自宅の改修工事に使用するに足りるものであることが売買契約の前提となっていたとはいいいくなくと考えられます。

解説

- 1 契約不適合による担保責任とは
平成29年改正民法では、特定物の売買か不特定物の売買かを問わず、売主は

第7章 売買 第2 売買の効力

ただし、売買契約においては、通常は、契約上その品質に関する合意がある(即ち意思表示がなかったとしても、黙示の合意を認定すべき場合が多い)と考えられる。

4 本設例の場合
本設例では、あなたとBは、目的物について、C社製パネル材Xと合意しているが、その品質については、明示の合意がないようです。この場合、例えば、あなたとBに、パネル材Xを家屋の改修に用いるとして具体的にその用途を説明していたときには、パネル材の性能が自宅の改修工事に使用するに足りるものであることについて黙示の合意があり、本件売買契約の内容となっていたとして、Bの担保責任を問いきずくなくと考えられます。これに対し、あなたがBに、パネル材の用途を具体的に説明していない場合には、パネル材の性能が自宅の改修工事に使用するに足りるものであることが売買契約の前提となっていたとはいいいくなく、Bの担保責任も問いきずくなくと考えられます。

改正による実務への影響

平成29年改正により、追完請求権が一般的に認められ、追完の方法は、一義的には買主が指定することができる(ただし、売主は一定の場合には異なる方法による追完ができます)ことが明示され、また、代金減額請求が可能であることも正面から認められました。とりわけ、追完請求は、売主にとっては大きなリスクとなり得るため、追完請求をどのように取り扱うのか(特約を設けるのか)については、慎重な検討が必要となったといえます。
実務上、代金減額の「交渉」が代金減額請求の「意思表示」とされ、売主が追完請求等他の権利を放棄したと認定されないよう注意が必要であるとの指摘もあります(大澤加奈子「売買・請負の担保責任全面改正」金法2026号37頁(2015))。
また、平成29年改正により、契約不適合が一種の債務不履行と整理され、契約不適合に基づく損害賠償請求の範囲が信頼利益に限定されることになりました。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.7) 644-1(株)

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

最新 債権法の実務

編集 債権法実務研究会

《編集代表》岡 正晶 (弁護士・元法制審議会民法(債権関係)部会委員)

《編集委員》佐藤 昇 (弁護士・元最高裁判所司法研修所教官)
 市野澤 要治 (弁護士・元最高裁判所司法研修所教官)
 京野 哲也 (弁護士・元最高裁判所司法研修所教官)
 松家 元 (弁護士・元最高裁判所司法研修所教官)
 内田 清人 (弁護士・元公正取引委員会事務総局審査官)

契約ルールの大改正に対応するために!

- ◆改正民法施行後の債権の取扱いや契約の法律実務について、具体的なケースを想定したQ&Aでわかりやすく解説。
- ◆改正による現行の実務への影響や留意点を簡潔に解説。
- ◆元法制審議会民法(債権関係)部会委員の弁護士と、司法研修所教官経験者や行政職経験者の弁護士による編集で確かな内容。

加除式・B5判・全1巻・ケース付
 総頁772頁
 定価9,900円(本体9,000円)
 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●パンダ方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

WEBサイト

<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339

受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1編

民法総則関係

第1章 概説

第2章 法律行為

第1 公序良俗・意思能力

- 法人、法人でない社団・財団とは
- 人とは一胎児の例
- 権利能力とは一外国人の例
- 意思能力とは
- 制限行為能力とは
- 制限行為能力者の詐術とは
- 公序良俗違反、権利濫用とは
- 強行法規違反とは
- 心裡留保とは
- 虚偽表示とは
- 錯誤とは
- 詐欺とは
- 意思表示の到達とは

第2 代理

- 代理の顕名とは
- 代理の効果とは
- 代理権の濫用、利害相反行為とは
- 表見代理とは
- 無権代理人の責任とは

第3 無効・取消し

- 無効とは
- 無効と取り消しの違いとは
- 追認、取消の制限とは
- 対抗とは

第4 条件・期限

- 条件とは、期限とは
- 期限の利益とは

第5 期間

- 期間の計算方法とは

第3章 時効

第1 総論

- 時効の援用とは
- 時効の完成猶予とは
- 時効の更新とは
- 合意による完成猶予とは

第2 取得時効

- 債権の取得時効

第3 消滅時効

- 消滅時効とは
- 消滅時効期間とは

第2編

債権総則関係

第1章 概説

第2章 債権の目的

- 特定物の引渡しまでの注意義務
- 法定利率の基準時は
- 法定利率の変更ルール・中間利息の控除
- 選択債権とは

第3章 債権の効力

第1 債務不履行の責任等

- 相手方が受領を怠る場合の履行不能とは

- 履行補助者の行為による損害賠償責任とは
- 損害軽減義務とは

第2 債権者代位権及び詐害行為取消権

- 債権者代位権とは
- 債権者代位権の相手方の反論は
- 債権者代位権行使上の注意点は
- 債権者代位権行使と訴訟との関係は
- 債権者代位権の転用例とは
- 詐害行為取消権とは
- 対価を得た財産処分に対する詐害行為取消権は
- 担保提供に対する詐害行為取消権は
- 代物弁済に対する詐害行為取消権は
- 転得者に対する詐害行為取消権とは
- 詐害行為取消権の価額償還請求は
- 詐害行為取消訴訟における債務者への訴訟告知とは
- 受益者の反対給付と詐害行為取消権は
- 詐害行為取消権行使後の受益者の権利は
- 詐害行為取消権行使後の転得者の権利は
- 詐害行為取消権の行使期限は

第4章 多数当事者間の債権及び債務

第1 不可分債権及び不可分債務

- 不可分債権者1人に生じた相殺等の効力は
- 不可分債務者1人に生じた混同の効力は

第2 連帯債権及び連帯債務

- 連帯債権者はどのような場合に生じるのか
- 連帯債権者1人に生じた事由の効力は
- 連帯債務の発生原因とは
- 連帯債務者1人に生じた相殺の効力は
- 連帯債務者1人に生じた時効の効力は
- 連帯債務者間の求償権は
- 連帯の免除の場合の債権者の負担は

第3 保証債務

- 主債務の保証契約締結後の加重と保証人の責任とは
- 委託を受けた保証人の求償権とは
- 個人根保証契約の保証人についての注意点は
- 保証契約における主たる債務の元本確定事由は

- 法人による根保証契約締結時の注意点とは
- 事業のための貸金債務の保証意思の確認の注意点は
- 事業のための貸金債務の保証意思の確認が必要な場合は
- 保証人に対する情報提供義務とは

第5章 債権の譲渡

- 債権譲渡特約の有効性は
- 譲渡制限特約に反して債権を譲り受けた者による履行請求の効力は
- 譲渡制限特約付きの債権を譲り受ける場合に注意すべきことは
- 譲渡制限特約につき悪意・重過失の譲受人に対する弁済の効力は
- 譲渡制限特約付きの金銭債権が譲渡された場合における供託とは
- 譲渡制限特約付き金銭債権が譲渡された場合において譲渡人が倒産したときの処理は
- 譲渡制限特約付き債権の差押えの効力は
- 預貯金債権に係る譲渡制限特約の効力は
- 将来債権譲渡の有効性は
- 集合債権譲渡担保をとるときの留意点は
- 債権譲渡の債務者対抗要件(権利行使要件)は
- 債権譲渡がなされた場合における債務者の抗弁は
- 債権譲渡が競合した場合の優劣は

第6章 債務引受

- 併存的債務引受の要件と効果は
- 免責的債務引受の要件と効果は
- 免責的債務引受における求償権は
- 免責的債務引受による担保の移転は

第7章 債権の消滅

第1 弁済

- 第三者弁済の効力は
- 受領権者としての外観を有する者に対する弁済の効力は

- 受領権者としての外観を有する者に対する定期預金担保貸付けと相殺の効力は
- 弁済充当の順序は
- 弁済による代位の要件と効果は
- 担保保存義務違反の責任が生じる場合は

第2 相殺

- 不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の効力は
- 差押えを受けた債権を受働債権とする相殺の効力は
- 差押え前の原因に基づいて生じた債権を自動債権とする相殺の効力は

第3 更改

- 更改の要件と効果は

第4 有価証券

- 有価証券に関する規定は

第3編

契約関係

第1章 概説

第2章 契約の成立

- 契約自由の原則とは
- 契約はいつ成立するか一申込みと承諾一
- 申込みの撤回は
- 懸賞広告

第3章 契約の効力

- 同時履行の抗弁権(債務の履行に代わる損害賠償)
- 危険負担 一債務者主義の規定の削除
- ストライキと貸金・休業手当

- 利益償還
- 第三者のためにする契約
- 第三者のためにする契約(解除の要件)
- 契約上の地位の移転は(1)
- 契約上の地位の移転は(2)

第4章 契約の解除

- 催告解除一債務不履行が軽微である場合一
- 無催告解除とは
- 債権者に帰責事由がある場合の解除は
- 解除の効果は

第5章 定型約款

- 定型約款とは
- 定型約款の外延は
- 定型約款のうち効力が生じないものは
- 定型約款の変更は

第6章 贈与

- 贈与とは
- 贈与の解除とは
- 贈与者の引渡義務の内容は

第7章 売買

第1 総則

- 予約とは
- 手付とは

第2 売買の効力

- 契約不適合による担保責任とは
- 担保責任を負わない旨の特約の効力は
- 数量不足による担保責任は
- 売買目的物が滅失した場合の権利関係は
- 競売における担保責任とは

第3 買戻し

- 買戻しの特約とは

(続く)……

○合意による時効の完成猶予とは

Q 当社とB社との間にはトラブル含みの債権があり、担当者の話し合いで解決しようなのですが、これまで長引いたために時効期間が満了しそうになっています。解決しようなので、裁判等の強硬手段は採りたくありませんし、かといって時効期間が満了してしまったら、交渉の基盤がなくなります。どうしたらよいでしょうか。

A まずは、権利についての協議を行う旨の合意書面を作成しましょう。これによって、合意時から1年間は、時効が完成しません。この期間に話し合いがまとまればよいですし、もし、この期間に話し合いがまとまらなかった場合でも、時効完成間際になったら、再度、権利についての協議を行う旨の合意書面を作成することができます。本来の時効完成時から最長で5年間であれば、何度でも合意し直せばよいのです。このように、合意によって時効の完成を猶予しておき、その間に話し合いをまとめればよいでしょう。

解説

1 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予

平成29年改正前民法は、当事者間で話し合いによる権利関係の解決を目指して時効の完成が間近に迫った場合には、債権者側としては、時効の完成を防ぐために、訴訟提起などの手段を採らなければなりません。しかし、それでは、かくそれまで解決のための話し合いを積み重ねてきたにもかかわらず、信頼関係が壊れてしまい、話し合い自体が不可能になることもあり得ます。

そこで、平成29年改正民法においては、権利についての協議を行う旨の合意によって、時効の完成を猶予できる制度を新設しました(民151①)。

すなわち、協議を行う旨の合意を行った場合の時効の完成猶予については、3パターンが規定されており、その3パターンのうちのいずれか早い時点で

内容見本 (B5判縮小)

て、時効の完成猶予の効力を与えました(民151④)。
また、改正民法151条1項3号の協議の続行を拒絶する旨の通知についても、同じ電磁的記録による通知であっても書面によってされたものとみなすこととして、時効の完成猶予の効力を与えています(民151⑤)。

改正による実務への影響

協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の条文は、改正民法によって新設されたものですから、改正によって実務に与える影響は大きいです。

以前は、時効完成を防ぐために、やむなく、協議中にもかかわらず訴訟を提起しなかった事案でも、合意書面を作成すれば一定期間時効の完成を猶予できるのすから、使い勝手がよく、実務上多用されることが予想されます。実務家としては、協議を行う旨の合意書面を作成する際の形式要件や、合意書面等がある場合の時効完成期間などについて、判断やアドバイスを誤らないように注意が必要です。

○保証人に対する情報提供義務に関連して債権者に留意が必要な事項とは

Q 保証人に対する次の情報提供義務に関連して、債権者は、どのような事項に留意が必要でしょうか。

- ① 主たる債務者から委託を受けた保証人との間で、事業のために負担する債務について保証契約を締結するときにおける主たる債務者の保証人に対する情報提供義務
- ② 保証人から主たる債務の履行状況について情報開示請求を受けるときにおける債権者の保証人に対する情報提供義務
- ③ 主たる債務者が期限の利益を喪失したときにおける債権者の保証人に対する情報提供義務

A ① 主たる債務者が、保証人(法人である場合を除きます。)に対する情報提供義務に違反すると、保証契約が取り消され得ることに留意が必要です。

② 債権者が保証人(個人・法人を問いません。)に対する情報提供義務に違反すると、損害賠償責任を追及されたり、保証契約の解除因となり得ることに留意が必要です。

③ 債権者が保証人(法人である場合を除きます。)に対し、適時情報を提供しないと、期限の利益を喪失した時から通知を現に生じた遅延損害金を請求することができなくなることに留意が必要です。

解説

- 1 設例①について(保証契約締結時における主たる債務者の情報提供義務)
 - (1) 保証契約締結時における主たる債務者の情報提供義務の新設

3 設例③について(期限の利益喪失時における債権者の情報提供義務)

- (1) 期限の利益喪失時における債権者の情報提供義務の新設
平成29年改正民法では、債務者が期限の利益を喪失した時における債権者の保証人に対する情報提供義務が規定されました。すなわち、主たる債務者が期限の利益を喪失したとき、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、利益の喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知しなければなりません(民151③)。
- (2) 情報提供義務違反の効果及び債権者が留意すべき事項
債権者が前記(1)の期間内に通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生じていたものを除きます。)に係る保証義務の履行を請求することができません(民458の3②)。この点について、債権者は留意が必要です。

改正による実務への影響

債権者は、情報提供義務が問題となる場面に依りて、適切な対応をとるための体制を整えておく必要があります。

すなわち、保証契約締結時には、債務者が保証人に対し、必要な情報を漏れなく正確に提供していることを確認する体制を、また、保証人から情報開示請求を受けるとき主たる債務者が期限の利益を喪失したときには、適時に、保証人に対し、情報を提供することができる体制を整えておく必要があると考えられます。

特に、主たる債務の履行状況に関する情報自体は、債権者は通常、十分な管理をしているものと考えられますが、保証人は、債権者に対し、いつでも当該情報の開示請求をすることができ、債権者は、遅滞なく情報を提供しなければ債務不履行責任を追及される可能性があることに留意が必要です。